

平成27年度「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(二次公募)」 よくあるご質問と回答

《事業概要について》

No	区分	質問	回答
1	補助対象設備	法定耐用年数はどこを見ればいいのか。	国税庁より耐用年数表が公開されておりますので、お手数ですがお調べいただけますようお願いいたします。 (https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php) ※交付申請時の提出必須書類「設備リスト(機器購入リスト)」に記載していただく必要があります。
2	補助対象設備	トップランナー機器とは何か。	国が定めた省エネの基準値をクリアした、エネルギー消費効率が優れている機器のことです。ご検討中の機器がトップランナー制度対象機器かどうかは、資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/) 基準値をクリアしているかどうかについては、機器メーカー様にお問い合わせください。
3	補助対象設備	トップランナー機器である乗用自動車、貨物自動車は補助対象とならないのはどうしてか。	乗用自動車、貨物自動車については、環境配慮型の車両を中心とした支援が充実しておりますので、27年度からは補助対象外とさせていただきます。
4	補助対象設備	断熱材、サッシ、複層ガラスも、トップランナー機器として申請可能か。	トップランナー機器の中でも特定エネルギー消費機器のみを対象としております。したがって、建築材料(断熱材、サッシ、複層ガラス)につきましては、補助対象外となります。
5	補助対象設備	兼用設備とは何か。	対象となる設備とそうでない設備の区分が明確にできないものが、兼用設備に該当します。 例)既存のAという設備と配管の置き換えをする場合で、A以外でもその配管を使う場合は、配管は兼用設備となる。
6	指定金融機関	指定金融機関とは何か。	沖縄振興開発金融公庫及び経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定した金融機関のことです。
7	指定金融機関	事業完了後、利子補給金を受領した後は、代行者は何をすればいいのか。	SIIから調査に関する依頼などがあつた場合にに応じていただければ結構です。
8	補助対象者	誰でも申請できるのか。	日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であれば、指定金融機関を代行として、申請可能です。 詳しくは公募要領をご確認ください。
9	事業期間及び単位期間	いつまで受け付けているのか。	新規融資分は9/1～9/24 17時必着で受け付けております。
10	事業期間及び単位期間	単位期間とは何か。	貸し付けを受けて、利子が発生する期間のことです。 SIIでは6か月を単位期間としており、単位期間ごとに実績報告が必要です。
11	事業期間及び単位期間	融資を実行する期限はあるのか。	事業完了後に行っていただく実績報告にて、融資の実績を報告していただくことになっております。 そのため、申請した事業内容を完了する日までに融資を実行してください。
12	事業期間及び単位期間	事業に関わる支払い及び報告は、必ず平成28年2月10日までに行わなければならないのか。	二次公募では、平成28年2月10日までに支払いの完了及び実績報告を実施していただくことになっております。 ただし、万が一交付申請の際の計画から支払い及び実績報告が遅れるという場合は、SIIに事前にその旨をご連絡、ご相談ください。
13	利子補給額	補給額はいくらなのか。	融資利率が1.1%の場合は、利子補給率は1%以下。 1.1%未満0.1%以上の場合は、融資利率-0.1%。 融資利率が0.1%未満の場合は、補助対象となりません。
14	事業実施スキーム	どういった補助金事業なのか。	設備の導入によって一定の省エネ効果がある事業やトップランナー機器の導入に必要な資金の貸付金利に対して、利子補給金を交付する事業です。 ただし、利子補給対象事業に関わる融資が行える金融機関は、あらかじめ経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定した指定金融機関のみとなっております。
15	事業実施スキーム	新規融資と継続融資とは何か。	新規融資は、27年度の利子補給対象事業のために、新たに指定金融機関から受ける融資のことであり、継続融資とは、26年度以前の利子補給金の対象として、利子補給金の交付を受けた融資のことです。
16	事業実施スキーム	継続融資と複数年度継続事業は違いは何か。	継続融資は、例えば、26年度で交付決定を受け、利子補給対象事業は完了しているが、融資が継続しているものを指します。 よって、27年度では継続融資の申請が必要になります。 複数年度継続事業は、利子補給対象事業そのものが複数年度に及ぶ事業のことです。各年度の事業ごとに必要となる資金の融資を、その年度中に受ける事業のことを指します。 よって、例えば、26年度からの複数年度継続事業については、27年度では、継続融資の申請と、新規融資の申請が必要になります。

平成27年度「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(二次公募)」よくあるご質問と回答

《事業概要について》

No	区分	質問	回答
17	事業実施スキーム	トッランナー機器を導入する場合、複数年度継続事業としての申請は認められるか。	通常トッランナー機器を導入するにあたり、長期間を有するものと想定されていないため、認められません。 トッランナー機器を製造する設備であれば、認められる可能性があります。
18	事業実施スキーム	元金均等返済が要件となっているが、返済間隔に規定はあるのか。	原則、最大6か月とさせていただきます。
19	事業実施スキーム	固定金利の元金均等返済とあるが、利子補給期間終了後の一括返済などは認められないのか。	融資期間全体にわたって、固定金利で元金均等返済である必要があります。

《申請方法について》

20	申請手続き	申請手続きの流れを教えてください。	9/24までに交付申請を行っていただき、交付決定後、融資の実行と事業を開始してください。 事業経費の支払いと実績報告は、平成28年2月10日(単位期間Ⅱの実績報告期限)までに完了させてください。 ※二次公募では、単位期間Ⅰは利子補給金の申請対象期間とはなりません。 その後、審査が終了し利子補給金の支払いが確定しましたら、確定通知をお送りしますので、支払請求書を、平成28年3月10日までに提出ください。
21	申請手続き	交付決定までどれくらいかかるのか。	公募締め切り後、おおよそ1か月程度お時間を頂く予定です。
22	書類の提出方法	どのように申請すればよいのか。	本事業は、指定金融機関が代行して申請する形式となっておりますので、指定金融機関に御相談ください。
23	交付申請時提出書類一覧	継続融資に関しては、毎年度交付申請を行わなければならないのか。	継続融資分として、毎年度申請を行っていただく必要があります。
24	審査及び交付決定	交付決定はどのように通知されるのか。 事業者名などは公開されるのか。	指定金融機関を経由し、申請者に通知します。なお、事業者名などの公表の予定はありません。
25	その他留意事項	どこから出ている補助金なのか。	管轄は、経済産業省 資源エネルギー庁です。
26	その他留意事項	融資の契約はしていないが、工事等については既に契約をしているが、申請可能か。	27年度新規融資となる利子補給対象事業については、工事等についても交付決定後に契約を交わっていただくことが要件となっておりますので、契約済み場合は申請いただけません。
27	その他留意事項	他の補助金との併用は可能か。	財源を国庫とする補助金との併用はできません。その他の補助金については、ご検討中の補助金執行団体にお問い合わせいただき、ご判断ください。 ただし、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできませんので、ご注意ください。
28	その他留意事項	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との併用は可能か。	異なる設備を対象とするのであれば可能ですが、同じ設備を対象として、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金と利子補給の両方に申請していただくことはできません。
29	その他留意事項	エネルギー原単位とは何か。	エネルギー使用量と密接に関わりのある指標あたりの年間エネルギー量のことです。 例えば、商品を製造している工場であれば、製造するための設備の年間エネルギー使用量を生産物の数量で除した値が、生産物がない事務所であれば、照明や空調など年間エネルギー使用量を床面積で除した値が、それぞれエネルギー原単位となります。
30	その他留意事項	原油換算とは何か。	エネルギー量を原油量に換算するとどれくらいになるのかを示すことです。 例えば、電力量であれば単位がワット時(Wh)、ガス量であればリューベ(m ³)のように単位が異なるため、エネルギー量の比較ができないので、原油(kl)であればどれくらいに相当するのか計算することで、比較ができるようになります。このための計算を原油換算と言います。
31	その他留意事項	原油換算はどのようにするのか。	電気やガス等のエネルギーごとに、熱量(ギガジュール(GJ))に置き換える場合の換算係数が決まっており、この換算係数をかけることで、GJ単位の数値に置き換えます。 その熱量(GJ)に置き換えた数値を合算し、原油の熱量(GJ)で割り戻すことで、原油換算が出ます。